

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第11号

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市国民健康保険条例施行規則（昭和36年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（一部負担金の免除、減額又は徴収猶予）</u></p> <p><u>第10条 市長は、世帯主又はその世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）が次の各号のいずれかに該当し、生活が著しく困難となったと認めるときは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項の規定により、一部負担金の免除、減額又は徴収猶予（以下「免除等」という。）をすることができる。</u></p> <p><u>一 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、世帯主が居住する住居又は家財に重大な損害を受けたとき。</u></p> <p><u>二 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、世帯主又はその世帯に属する収入ある被保険者が死亡し、又は障害者となったことにより著しい収入の減少があったとき。</u></p> <p><u>三 事業若しくは業務の休廃止又は失業により著しい収入の減少があったとき。</u></p>	<p><u>（一部負担金の減免又は徴収猶予）</u></p> <p><u>第10条 一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、申請書にその理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p>

<p>— <u>自然災害を要因とした不作、不漁等による著しい収入の減少があったとき。</u></p>	
<p>— <u>前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。</u></p>	
<p>2 <u>前項に規定する一部負担金の免除等を受けようとする世帯主は、国民健康保険一部負担金免除等申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>2 <u>前項の申請に対し、市長が承認したときは、その者に証明書を交付するものとする。</u></p>
<p>3 <u>市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、一部負担金の免除等の承認又は不承認を決定するものとする。</u></p>	<p>3 <u>一部負担金の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u></p>
<p>4 <u>一部負担金の減額の割合は、5割又は8割とする。</u></p>	
<p>5 <u>一部負担金の免除等の期間は次の各号のとおりとする。</u></p>	
<p>— <u>一部負担金の免除又は減額の期間は、申請の日から3月を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、一部負担金の免除又は減額の申請をした日を含めて6月を限度とすることができる。</u></p>	
<p>— <u>一部負担金の徴収猶予の期間は、申請の日から6月を限度とする。</u></p>	
<p>6 <u>前項の規定にかかわらず、やむを得ない特別の理由があると市長が認めたときは、世帯主が申請書を提出することができるに至った後、直ちに申請書を提出することにより遡及して一部負担金の免除等を適用することができる。</u></p>	
<p>7 <u>市長は、世帯主が偽りの申請その他不正な行為により一部負担金の免除等を受けたと認められるときは、直ちに当該一部負担金の免除等を取り消すとともに、不正に支払いを免れた一部負担金の額を徴収するものとする。</u></p>	

8 市長は、一部負担金の徴収猶予の承認を受けた世帯主が次の各号のいずれかに該当する場合には、その承認を取り消し、当該徴収猶予に係る一部負担金の額を一時に徴収することができる。

— 資力その他の事情が変化したため一部負担金の徴収猶予をする必要がないと認められるとき。

— 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認めるとき。

9 一部負担金の免除等の基準その他必要な事項については、市長が別に定める。

( 保険料の減免 )

第12条の2 市長は、条例第21条の規定により、保険料の納付義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、その者に賦課する保険料の額からそれぞれ同表の右欄に掲げる額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を減免することができる。

番号	減免対象者	減免額
<省略>		
	その世帯に属する被保険者が国民健康保険法第59条の規定により給付制限を受けている世帯の納付義務者	<省略>
<省略>		

2 から 5 まで <省略>

( 保険料の減免 )

第12条の2 市長は、条例第21条の規定により、保険料の納付義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、その者に賦課する保険料の額からそれぞれ同表の右欄に掲げる額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を減免することができる。

番号	減免対象者	減免額
<省略>		
	その世帯に属する被保険者が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条の規定により給付制限を受けている世帯の納付義務者	<省略>
<省略>		

2 から 5 まで <省略>

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。